

■コンプライアンス(法令等遵守)に対する考え方

「コンプライアンス」とは、法令や社会的規範などのルールを遵守することを意味します。

金融機関は、多数のお客様からお預かりしている預金をもとに業務を営んでおり、その社会的責任と公共的使命から、法令・社会的規範の遵守にもっとも厳正であることを求められる存在です。

とりわけ、ろうきんは、非営利の協同組織金融機関として労働組合や生活協同組合、そして勤労者の皆さまの信頼に応えるために、その経営姿勢には高いレベルの倫理性が求められると考えています。

こうした考え方に立ち、＜中央ろうきん＞では、社会からのより一層の信頼確保に向けて不断の努力を払う決意を示した『倫理憲章』を定めるとともに、『役職員倫理規程』を制定しています。この『倫理憲章』、『役職員倫理規程』のもと、役員を先頭に、すべての役職員がコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

『倫理憲章』 (要旨)

1. 勤労者の福祉向上への貢献
2. 労働金庫の社会的責任と公共的使命の遂行
3. きめ細かく質の高い金融等サービスの提供
4. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
5. 反社会的勢力との対決とその排除
6. 経営情報の開示とコミュニケーションの充実

■コンプライアンス推進の活動

＜中央ろうきん＞では、コンプライアンスを実現するための実践計画として『コンプライアンス・プログラム』を策定しています。このプログラムは法令等遵守の体制を組織的に確立し、相互牽制の働く仕組みを構築することを目的として、年度ごとに見直すことにしています。

●役員及び理事会のコンプライアンス機能

理事及び監事は、セミナー・研修などで研鑽を重ね、組織内に法令等遵守の精神を徹底することの重要性について認識を深めています。そのうえで理事は、理事会の意思決定に積極的に参画し、また代表理事の業務執行の状況を監督しています。

監事は、理事会に出席して法令・定款の遵守状況などを検証するほか、会計監査をはじめ毎年度「監査計画書」を策定して定期的に各種監査を行っています。

●個別プログラム

手引書として『コンプライアンス・マニュアル』を全役職員に配布しています。このマニュアルを活用して、体系的な教育研修を行っています。

また、健全な経営を確保するため、内部監査を重視し、業務監査部が定期的に本部・営業店、子会社に対して監査を実施するほか、営業店では自店検査を行い、相互牽制が十分働くよう努めています。

さらに、会員・利用者の皆さまからの苦情、トラブルなどについては、各部店からの報告体制を整備するなど、再発の防止とサービスの向上に努めています。

そのほか、コンプライアンス全般について弁護士、監査法人の助言・チェックを受け、反社会的勢力への対応について警察等関係機関に助言・協力を求めるなど、外部専門家との連携を図っています。



コンプライアンス担当者研修会

■ 中央ろうきんのコンプライアンス運営体制

